

有害物質排出基準

有害物質	令別表第1 の番号	施 設	基準値 (mg/m ³ N)	備 考
カドミウム 及びその 化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る)	1.0	規格Z8808に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法により測定される量
	14, 15	全施設		
塩素	16~19	全施設	30	規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量
塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700	規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を、12%の酸素濃度に換算したもの
	16~19	全施設	80	規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量
弗素、弗化 水素及び 弗化珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る)	10	規格K0105に定める方法のうち吸光光度法により測定される量 ()内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量を示す
	21	反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く)、濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く)		
	22, 23	全施設		
	20	電解炉	1.0 (3.0)	
	21	反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る)及び溶解炉のうち電気炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	15	
	21	焼成炉及び溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	20	
鉛及びそ の化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料として酸化鉛を使用するものに限る)	20	規格Z8808に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法により測定される量
	14	焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	10	
	24~26	全施設		
	14	焼結炉及び溶鉛炉	30	

- 注1 有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質(1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 2 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。